

平成 26 年太宰府市議会第 3 回(9 月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成 2 6 年 9 月 8 日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成26年太宰府市議会第3回定例会 総務文教常任委員会〕

平成26年9月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第38号 太宰府市附属機関に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第39号 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第5 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める
意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹 議員	副委員長	渡邊美穂 議員
委員	福廣和美 議員	委員	不老光幸 議員
〃	藤井雅之 議員	〃	長谷川公成 議員

3 欠席委員は次のとおりである（0名）

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	濱本泰裕	市民福祉部長	中島俊二
教育部長	堀田徹	会計管理者	今泉憲治
議会事務局長	篠原司	総務課長	友田浩
経営企画課長	山浦剛志	文書情報課長	百田繁俊
公共施設整備課長	原口信行	防災安全課長	宮原広富美
管財課長	久保山元信	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	社会教育課長	井上均
中央公民館長 兼市民図書館長	木村幸代志	文化財課長	菊武良一
学校教育課長	森木清二	監査委員事務局長	渡辺美知子

会計課長

緒方扶美

議事課長

櫻井三郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 山浦百合子

開 会 午前 10 時 00 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議案第 38 号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） それでは日程第 1、議案第 38 号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 学校教育課でございます。議案第 38 号太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

太宰府市立小中学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動の対策に関し、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会の設置に伴い、附属機関であります「太宰府市いじめ問題等対策委員会」を廃止し、組織の整理を行うものであります。

なお、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項の規定により、市長部局に太宰府市いじめ問題再調査委員会を設置する予定でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長

○総務課長（友田浩） ただいま学校教育課長の方から説明がありましたが、市長部局の方にいじめ防止対策推進法に基づきます「太宰府市いじめ問題再調査委員会」を附属機関として設置するようにしております。詳細につきましては、規則で制定をしておりますが、委員につきましては 7 人以内の委員をもって組織をするということで、法整備をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、一般質問した関係もあるもので確認したいのですが、再調査ということで、太宰府市いじめ問題等対策委員会がなくなって、報告等をうけてより深く調査をすると考えていいのでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 今委員長がお話しされましたように、太宰府市いじめ問題等対策委員

会というのが今までありましたけれども、新たに太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を設置するようにはしております、その中でもサポート委員会というものを設置するような予定でございます。重大事態の対処等に対しまして、問題を解決していくという形で設置をしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 1点だけ。委員会ですから委員長がおられると思うのだけれども、実質的に市長をトップに指揮するような感じでよろしいですかね。

総務課長。

○総務課長（友田浩） 今委員長が言われているのは、市長部局に設置されます「太宰府市いじめ問題再調査委員会」の方かと思うのですが、そちらは市長が選任をいたしますので、トップは市長ではございません。市民のメンバーの方から、委員長を決めるという形になりますので、現在の段階でどなたが委員になられるとか、そういうのは決定をしていない状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

不老委員。

○委員（不老光幸） この委員会は定期的にかかれるものか、或いは、問題が起きた時に不定期にかかれるものか、どうなのでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田浩） 教育委員会から報告を受け、再調査をする必要があるということでの委員会になりますので、常時開催という予定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですね。これで質疑は終わります。

意見交換を行います。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで意見交換は終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第38号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。よって議案第38号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第39号太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2 議案第39号太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（友田浩） それでは、議案第39号太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書12ページ、13ページ、条例改正新旧対照表2ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、平成24年市議会第3回定例会におきまして、可決いただきまして、1億9,000万円を基金の原資として運用しておるところでございます。

本基金につきましては、条例第3条の規定により、金融機関への預金等にて管理しているところでございますが、基金の運用から生じる預金利息等の収益の処理につきまして、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第39号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって議案第39号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 議案第 40 号太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書 14 ページから 15 ページ、新旧対象表 3 ページをご覧くださいませようお願いします。

今回の改正は、本条例第 5 条に入居者の資格と定めておりますが、法律の引用条文が一部改正されたため、また、本年 10 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容でございますが、新旧対照表の 3 ページをご覧くださいませと思います。

第 5 項の左側になります、従前になります、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の法律名称が一部改正になりまして、右側の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律と一部名称が改正され、これは中国残留邦人の方が、永住帰国する前からの配偶者、また特定配偶者に対して中国残留邦人等の亡くなった後に「高齢、日本語が不自由、日本の生活に不慣れ等」の問題から、今回、この法律によりまして支援制度が創設される内容の改正が行われております。

また、右側の下段の方になります、従前の配偶者につきましては同じ法の適用があるというこの経過措置が盛り込まれております。

このようなことから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上が補足説明でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 40 号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時09分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について**

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案45号平成26年度太宰府市一般会計補正予算第3号についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては関連のある補正については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の、14、15ページをお開きください。

2款1項7目、普通財産管理費及び関連する歳入の補正について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長(久保山元信) 2款、総務費、1項、総務管理費、7目、財産管理費、01細節、普通財産管理費、15節の工事請負費90万円についてご説明申し上げます。

この予算につきましては、現在、筑紫野・古賀線道路改良工事に伴う、市有地を売却をいたしております。それに伴う、支障物件の建物(工作物)等移転工事費でございます。県との契約につきましては、平成26年7月8日に契約をさせていただいております。場所につきましては、北谷区内の北谷公民館に向かって右折するところの北谷川沿いに整備されていない不燃物ゴミ置き場及び北谷区の自治会掲示板の撤去及び移設工事でございます。その分の90万円でございます。

また、歳入の関係がございますので13ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入562万円が計上されております。このうち管財課所管分につきましては、287万6,865円、建設課分については、274万5,126円となっております。土地の売却については先ほど申し上げました支障物件のある土地北谷市内の826番地4、面積は、18.17㎡。

また、その位置から上の方に上った只越えの地番がございます、その部分が、868番地

91. 面積は 46.86 ㎡。併せまして土地の面積が 65.03 ㎡、合計金額が 120 万 9,365 円の土地代金と歳出の方で申しました移転補償費 166 万 7,500 円、合計 287 万 6,865 円の補正予算の売り上げ収入を計上させていただいております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ、2 款 1 項 9 目財政調整基金費及び関連する歳入の補正について説明をお願いします。

経営企画課長。

**○経営企画課長（山浦剛士）** 補正予算書 14 ページ、15 ページ、2 款 1 項 9 目 25 節積立金、細目 330 の基金財政調整基金費についてご説明させていただきます。

平成 25 年度決算における実質収支は 8 億 63 万 1,000 円となっております、5 億 8,630 万円を財政調整資金に、1 億円を減債基金に積み立てるものでございます。積立後の財政調整資金の額は予算ベースで 32 億 1,978 万 7411 円に、減債基金の額は同じく予算ベースで 1 億 9,754 万 9,816 円になる予定でございます。

また、関連する歳入といたしまして、補正予算書 12 ページ、13 ページの 19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金につきまして、6 億円を増額補正し、合計 8 億円にするものでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

**○委員（藤井雅之委員）** 1 点、今経営企画課長から説明がありました。これが議決後の積み上げた総額が 32 億 1,000 万円になるという説明の部分のところですが、過去の太宰府市の中で積み上げたとした基金の総額は、過去遡った時に最高額になるのか、それとも過去は最高額で基金はどのくらいあったのか、今資料としてお持ちであればお示してください。

**○経営企画課長（山浦剛士）** 申し訳ありません。最高額については、手元の方に資料がございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 藤井委員。

**○委員（藤井雅之委員）** また後日、決算特別委員会の時にでもさせていただきますので。

**○委員長（門田直樹委員）** いいですか。他にございませんか。

次に進みます。

同ページ、2 款 2 項 1 目、ICT 推進費及び関連する歳入の補正について、併せて、説明をお

願います。

文書情報課長。

**○文書情報課長（百田繁俊）** はい。2款2項1目ICT推進費の13節委託料の補正額1,450万円についてご説明申し上げます。

内訳は、後期高齢者医療システムに要する費用及び番号制度対応のための関係業務システムの改修に要する費用でございます。

それぞれの費用についてご説明します。

まず、後期高齢者医療システムについてです。

現在使用しておりますシステムは、国において後期高齢者医療制度の見直しが予定されていたため、更新を見合わせておりましたが、後期高齢者医療制度が継続されることとなり、また、現システムのままでは番号制度に対応するための改修を施すことができないため、新システムの導入を行うものです。

次に、番号制度対応のための関係業務システムの改修についてです。

この件につきましては、補助金の交付申請の前提として予算を計上する必要がございましたため、6月補正予算において、3,610万円を計上いたしたところでございます。その時点におきましては、対象となるシステムが多岐にわたるなどの理由によって改修費用の総額を正確に把握することができていなかったため、国が想定した事業費に基づいて額を算定しておりました。その後の調査でその額では不足が生じるということが見込まれるため、増額のお願いをするものでございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金の補正額98万1,000円についてご説明申し上げます。

現在、番号制度導入に向けて、地方公共団体情報システム機構が実施しております中間サーバーの整備に係る経費に関し、中間サーバーの利用者である全国の地方公共団体の、平成26年度における負担金額がこのほど算定され、年度内に支払う必要が生じたため、今回補正をお願いするものでございます。

なお、中間サーバーとは、番号制度の運用開始後、国の行政機関や地方公共団体の間で個人情報を照会・提供する際にその仲介をする装置でありまして、それぞれの専用回線で接続いたすということになっております。

なお、関連がございますので、併せまして、歳入予算についてご説明申し上げます。補正予算書の10ページ及び11ページをご覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金1節企画費補助金98万1,000円についてご説明いたします。

さきほど歳出予算で申し上げました、中間サーバーの整備負担金について、全額補助金が交

付されるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** では、私から一つ。ICTというのはここ最近でできたわけですが、前のITというのは、Information Technologyの略だったと思うけど、この細目でICT推進費という名称があるが、ICTの略はどういう略なのか。文書情報課長。

**○文書情報課長（百田繁俊）** ICTのCの部分がCommunicationの略で、情報通信技術ということで、最近ITに変わってICTが一般的に使われるようになっております。

**○委員長（門田直樹委員）** わかりました。一般的には多分そのように使われているような内容だろうけれども、ただ、このようなものが細目として登場して、平成15年に太宰府市高度情報化推進計画、e-まほろばというのが作られましたね。その後は改訂とか新しく作られた、名前というのは大事なものですが、名前は施策が目指すところを示していると思うのですが、どんなふうに決めるのか少し聞きたい。そういう計画との整合性というのはあるのですか。

文書情報課長。

**○文書情報課長（百田繁俊）** 予算の細目の名称につきましては、総合計画に上げております、施策の枠組みとこのほど合致させたところではございます。以前は、このICT推進費と今言っております枠組みについては、前はIT推進費とそれから情報通信基盤整備関係費と2つ細目をとってたわけでございますけれども、総合計画においては一つの事業というふうに捉えておりますので名称的にICT推進費という名称を使っておるわけでございます。特段、計画書に基づいての命名というほどのことではなく、一般的な用語としてのICTということが普及しておりますので、それらを推進するための事業項目であるというような認識のもとにこのような名称を使っておるところでございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 所管としてはそういうふうなご答弁かもしれませんが、自治体としてITとICTはだいぶ意味合いが違って来るんですよね。具体的なテクノロジーというのも、クラウドや、或いは庁内でもシンクライアントのような形で概ね変わってきているんですよね。このような基幹情報システム、サーバーの説明などもあったけれどもCが入ったというのは何を指すのかというのはどこかでまとめたものがなければいけないと思うんですよ。それによって細目の名称等も、その時によって、最近使われだしたから使うというのはどうかなと私は思う。これは答弁はいいですけども。せっかくですから年間何億だったか、かなりの金額になるものをITにいわゆるコンピューター関係に使っているんだからそのへんの計画はしっかりしていったほうがいいと私は思っております。

よろしいですかね。

次に進みます。同ページ、2款2項3目、友好都市関係費及び関連する歳入の補正について、併せて、説明をお願いします。

総務課長。

**○総務課長（友田浩）** それでは、2款、総務費、2項、企画費、3目、交流費、301 友好都市関係費 220 万 2,000 円の補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算でございますが、本年 11 月 23 日に予定しております大分県中津市との友好都市盟約承継締結に伴う費用を補正させていただきます。承継の経緯につきましては、議員協議会や全員協議会にてご報告をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

補正の具体的内容でございますが、8 節報償費といたしまして、締結に伴います記念品及び締結式での出演団体への謝礼で 29 万 4,000 円、11 節需用費としまして、調印式及び祝賀会の費用で 82 万 2,000 円、13 節委託料としまして、プラムカルコアで予定しております調印式及び祝賀会の会場設営委託料で 108 万 6,000 円を計上し補正をさせていただくものでございます。

なお、中津市からの訪問団につきましては、現在、市長、議長、市議会議員さん、旧耶馬溪町関係者を含め約 68 名がお見えになる予定でございます。

費用につきましては、調印式及び祝賀会にかかる費用を折半ということで中津市とも協議をしております。その分につきましては歳入の予算書 12 ページ、13 ページ、20 款、諸収入、4 項、雑入、1 目、雑入、1 節、雑入の総務費雑入ということで 89 万 8,000 円を中津市の方に負担をしていただくということで協議を整えているところでございます。

説明は、以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

**○藤井雅之委員** 1 点確認ですけど、今中津市さんと折半でやられるということでしたけれども中津市さんがこちらに来られる際の交通費の部分は折半にはならないのですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務課長。

**○総務課長（友田浩）** その分につきましては、中津市の負担ということで協議しております。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。

次に進みます。

同ページ、2款3項2目、賦課徴収費について、説明をお願いします。

税務課長。

**○税務課長（吉開恭一）** 2款3項2目賦課徴収費、23 節償還金、利子及び割引料の過誤納金還付金の補正についてご説明申し上げます。

過誤納金還付金は、昨年の同時期と比較しますと還付件数は約 1 割程度の増加となっております。

ますが、還付額は市県民税で約 2.5 倍、法人市民税で約 3.5 倍に増加しております。

還付額の増加要因でございますが、市県民税は上場株式等の譲渡所得に対する軽減税率が昨年末に廃止されまして、廃止前に株式等の売却が活発に行われたことによりまして、売却時に源泉徴収された市県民税が確定申告によって超過納付となった分についての還付が増加したことによるものでございます。

また、法人市民税では 1,000 万円を超える還付など大口の還付件数が増加したことによるものでございます。

現在、当初予算 2,000 万円のうち既に 1,900 万円余りを支出しておりまして、今後の支出見込額を増額補正させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありますか。

藤井委員。

**○藤井雅之委員** 個人の方の還付件数が増加した部分は提案理由の説明でわかったのですが、法人市民税の大口の部分が増加した理由というのはどういうところにあるのでしょうか。わかる範囲で結構ですので、答弁をお願いします。

**○委員長（門田直樹委員）** 税務課長。

**○税務課長（吉開恭一）** 法人市民税につきましては、中間申告という制度がございまして、事業年度の開始日から 6 ヶ月を経過しますと前年度の納付実績のほぼ半額、もしくは仮決算をして算定した税額のいずれかを納めるような仕組みがございまして、前年度の実績を元に納付した場合に、当年度の業績悪化や損金に算定できる経費などが多額に発生した場合、確定申告に基づいて算定した通年での納税額が中間申告により納付した額を下回ることがありますので、大幅な還付が生じることがございます。お尋ねの 1,000 万円を超えている件につきましては、年度途中で市内から移転をされたということで本市に対する納付義務が決算の時には発生しなかったもので前年度中に納付されたものを今年度の予算で歳出予算から還付すると、そのような形になりましたものでございます。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。ほかにありませんか。

次に進みます。

補正予算書 16 ページ、17 ページをお開き下さい。3 款 2 項 4 目、学童保育所管理運営費及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

学校教育課長。

**○学校教育課長（森木清二）** 3 款、民生費、2 項、児童福祉費、4 目、学童保育所費、010 細目、学童保育所管理運営費 2,170 万円の説明を致します。

平成 26 年度当初予算で 10 学童分（4,823 万 2,000 円）を計上しておりましたが、4 月 1 日

時点で学童保育所入所児童が予想を上回り、4つの学童保育所におきまして臨時的に増設を行いました。増設致しました学童は太宰府東、太宰府南、水城西、国分の4カ所でございます。

また、夏休みの入所児童についても増加致しまして、さらに2つの学童保育所におきまして臨時的に増設となっております。増設致しました学童は水城、水城西の2カ所でございます。よって、当初より合計6学童保育所の増設となりまして、その分の指定管理料が不足することになりまして、2,170万円を増額補正するものでございます。

関連いたします歳入につきましてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。15款、県支出金、2項、県補助金、3目、民生費県補助金、2節、児童福祉費補助金、放課後児童対策事業費補助金1,446万6,000円の説明を致します。

学童保育所への入所希望者が増加いたしましてそれに対応するため指導員の設置等、指定管理委託料が増加するための県補助金を活用いたしまして歳出合計2,170万円の3分の2であります1,446万6,000円を補正するものであります。

説明は以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

補正予算書20ページ、21ページをお開き下さい。9款1項2目、消防団関係費について、説明をお願いします。

防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** 9款1項2目、消防団関係費18万8,000円の補正について説明をさせていただきます。

消防庁におきまして、消防団の充実強化を図ることを目的に消防車両及び資機材の無償貸付の募集がありまして、本年度に採択され、小型動力ポンプ及び救助資機材を搭載した車両が10月以降に納車されることになりました。

これに伴いまして、車両は無償貸付でありますけれども、車両登録に関する初期費用のうち、自賠責保険等につきましては、市町村の負担となりますことから、補正予算をお願いするものでございます。

車両につきましては、通常の消防車ではなく、チェーンソーや油圧ジャッキ、発電機付投光器などの救助資機材を搭載したワゴンタイプの車両であります。各機材の取扱いにつきまして注意を要するものもありますことから、活用するうえでの訓練を十分に行った上で、実践活用をしたいと考えております。配置先につきましては、市役所職員で主に構成されております本部自動車部を予定しております。補正項目としましては、12節役務費、自賠責保険料4万円、任意保険料7万4,000円、27節公課費 自動車重量税7万4,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

**○長谷川公成委員** 昨日の福岡県消防操法大会、お疲れ様でした。素晴らしい競技だったと思います。

消防団関係費というか、備品についてお伺いしたいのですが、8月22日、23日の未明の豪雨災害で床上浸水したご家庭がありまして、水を汲み出さなければならぬと、消防団が持っている備品とかを、例えば吸い上げるポンプとかそういった貸出はできないのですかね。

**○委員長（門田直樹委員）** 防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** 消防団が持っている備品の貸出は行っておりません。といいますが、訓練を受けていない方がポンプを動かしたりというのは不可能でございますので、それは行っておりません。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川委員。

**○長谷川公成委員** 一般家庭で床上浸水して、この水をどうしようとなったときに、そんな道具は簡単に手にはいないものですから、お尋ねしているのですが、今後そういったことがもし起きた場合、市に相談したら市は、そういった備品はあるのですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** ポンプにつきましては、ご要望があれば、消防団を出動させて、対応するというのは当然行います。防災安全課として、そういった貸出用のポンプというのは備え付けてございません。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川委員。

**○長谷川公成委員** そしたらまず市に言って、こういう状況だから水を汲み上げてほしいみたいな要望になって消防団が出動するとか備品もってくるみたいな感じの流れになるのですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** 災害の程度にもよろうかと思えます。市内全域にそういうふうな被害が出ているときはその1件だけどうこうという話にはならないと思えますので、そこはケースバイケースになろうかと思えます。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川委員。

**○長谷川公成委員** 今回は床上浸水も数件だったので、対応できるのかなと思ったのですが、そういった流れを教えてくださいおけば床上浸水したときに、私たちがアドバイスができるからですね。そのままほったらかしだったら、家の床下とかどんどん腐っていったりとか、いずれするからですね。ですから早急に水とか汲み出さないといけないので。どうしたもんかなど。旦那さんは仕事に行かれて女性一人の家とかありますし、非常に不安だったと言う話も聞きましたので、質問してるのですが。お手伝いなどをしていただければ、市に相談するのが一番いい

のかなと思ったので、質問させていただいておるのです。お願いします。

**○委員長（門田直樹委員）** 管財課長。

**○管財課長（久保山元信）** 今回災害対策ということで、私は調査班長ということで床上浸水のところを回らせていただきましたので、その分でご回答を申し上げたいと思います。

消防の排水ポンプは宅内に流入したものに向かないと思っております。給水管が大きくございますので。ある1件のところでは、グッティ等で小型ポンプを購入されて排水されておりました。そういったことで排水の仕方があるということでご説明させていただきたいと思います。

**○委員長（門田直樹委員）** ちょっといいですかね。ここで私も聞きたいようなことを長谷川委員が聞かれてあるけれども。

平成15年の水害以降、平成15年の時には、夏ですから私がいる国分でも土砂が入ってきて大変な根太が腐るのではなかろうかと、悲鳴のような声上がるのですね。市にどうにかせろと。しかし、一貫して市は民地に対しては関わらないということを書いて来られたのですよ。それが聞いていると少しそうでもないように聞こえるので、それなら非常に助かるのだけれども。私の記憶しているところでは、入った土砂も道路まで出せば持っていくと。民地の中に入ってそれを出すような作業は一切しないと。用具の貸出もしないという記憶があった。それは今の説明でわかるのですが。結局どうやったのかというと、消防団を含めてあくまでもボランティアで、自治会が主体となって呼びかけてマンパワーでやったのですよね。結論から言うと、宅地内に関しては、私地に関しては、市は一切しないというふうに記憶、家が壊れた場合は上限200万とかで撤去費用は出すと。それだけだったと思うけど、先に進んだのかな。その辺のところお願いします。

防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** 今私が申し上げましたのは、大量の水とかが入ってきて対処しないと命に関わるとか、そういうケースの時は当然消防団の出動しますので。一定水が落ちていて、今すぐしなくてもよろしいとなると、基本は個人で行っていただくようになりますので、その辺は棲み分けしていただきたいと思います。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。

次に進みます。

同ページ、9款1項4目、災害対策関係費について、説明をお願いします。

防災安全課長。

**○防災安全課長（宮原広富美）** 9款1項4目、災害対策関係費350万円の補正について説明をさせていただきます。災害対策基本法の一部改正等に伴いまして本年6月に「太宰府市地域防災計画」の改定を行い、その中で避難所も大きく見直しを行ったところでございます。改定前は一時避難所、広域避難場所（2次避難所）と呼んでおりましたが、それが指定緊急避難場所（一時避

難所)、指定避難所(2次避難所)という呼び方になるとともに、災害の種類ごと、地震、風水害ごとになっているように変わっております。

地震の場合は、施設の構造が昭和56年に定められた新耐震基準に適合することが求められております。また風水害の場合は、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の外に建物があることとなっております。

このように地震と風水害では、指定の基準が異なるため、地震では指定できなくても風水害では指定できるなどという公民館等がいくつも出てきております。このため、すべての避難所標識を作り直す必要が生じたので、工事請負費としまして350万円の補正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

**○委員長(門田直樹委員)** これらについて質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** 次に進みます。

同ページ、10款1項2目、学校教育運営費及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

学校教育課長。

**○学校教育課長(森木清二)** 10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、細目150、学校教育運営費293万6,000円の説明を致します。

まず、1節報酬でございますが、先ほど議案第38号でご説明いたしました太宰府市いじめ問題等対策委員会規則を廃止する組織の整理によりまして報酬を減額するものであります。

8節報償費でございますが、講師謝礼72万6,000円につきましては、平成26年度県補助事業でありますふくおか学力向上推進事業等補助金を使いまして土曜日の教育活動推進事業を行い、小中学校における土曜日の教育活動の充実に向け、多様な経験や技能を持つ外部の人材を活用するものであります。

次にいじめ問題等対策連絡協議会謝礼9万9,000円につきましては、先ほど議案第38号で出て参りました太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会の委員の謝礼でございます。

次に9節旅費でございますが、1節報酬と同様太宰府市いじめ問題等対策委員会規則の廃止に伴い委員の費用弁償を削減するものであります。

11節需用費でございますが、これもふくおか学力向上推進事業等補助金を使って土曜日の教育活動推進事業の実施に伴って使用いたします消耗品費185万9,000円(一校当たり169,000円)、教材の印刷製本費25万円(全校分)、消耗図書16万5,000円(一校当たり15,000円)となっております。

関連いたします歳入についてご説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

15 款、県支出金、2 項、県補助金、8 目、教育費県補助金、1 節、教育総務費補助金ふくおか学力向上推進事業等補助金 200 万円の説明を致します。土曜日の教育活動の充実のため、実態に即して公開日を設定し、土曜日授業の趣旨をふまえて、ふくおか学力向上推進事業等補助金を効果的に活用し、授業や特別活動、総合的な学習の時間などの公開、保護者や地域の参画、協働による取組、その他趣旨の実現に向けた多様な取組を行います。歳入合計 300 万円の 3 分の 2 であります 200 万円を今回補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

渡辺副委員長。

**○副委員長（渡邊美穂委員）** この土曜日の教育活動というのは何月からこの土曜日という風な、具体的な計画があるのかということと、もう 1 点報償費のところでも講師謝礼が 72 万円と出ているのですが、これは何をするかは決定されているのでしょうか。

**○委員長（門田直樹委員）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（森木清二）** 土曜日の事業授業につきましては 10 月の第 3、第 4 土曜日、小学校 7 校、中学校 4 校、教育の日として設定をしております。それ以外にも 1 日、2 日各学校で土曜日の授業を実施するような予定でございます。1 学期に実施したところもありますけれども 2 学期、3 学期に実施する学校もございます。それから、講師謝礼の分でございます 72 万 6,000 円の使い道につきましてはつい最近県の方からの補助金の申し出がありましたものですから今各学校に調査をいたしまして、これから中身につきましては検討していく状態でございます。以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。ほかにありませんか。

次に進みます。

同ページ、10 款 1 項 3 目、人権教育推進費及び関連する歳入の補正について、説明をお願いします。

社会教育課長。

**○社会教育課長（井上均）** 10 款、教育費 1 項、教育総務費、3 目、人権教育費、細節 111 人権教育推進費についてご説明いたします。

市の広報（奇数月）に人権読本として手と手をつないでを現在稲積謙次郎教育委員長に寄稿してもらっております。寄稿は平成 22 年 7 月 1 日号から今月の 9 月 1 日号で終了することになっております。、そのため 22 回寄稿してもらってますので、人権啓発冊子として今回製本いたしまして、今回 11 節需要費 印刷製本費 60 万円を計上させていただいております。

関連しまして歳入をご説明します。10 ページ、11 ページをお開きください。

15 款、県支出金、2 項 県補助金 2 目 民生費県補助金社会福祉費補助金、人権・同和問

題啓発事業費補助金でございます。

これは先程説明しました印刷製本費の2分の1を補助金をもらうために30万円を計上しております。なお、所管課につきましては人権政策課が主管になっております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ、10款2項1目、小学校施設整備費について、説明をお願いします。

社会教育課長。

**○社会教育課長（井上均）** 10款、教育費、2項、小学校費、1目学校管理費、細節151、小学校施設整備費につきましてご説明いたします。

工事内容につきましては太宰府南小学校でございます。7月の雨におきまして雨漏りが発生しエレベータ機械室などに雨水が溜まる状況がございました。今現在エレベータが使用できない状態でございますので、屋根防水等を改修するためのものがございます。15節工事請負費、各校舎等補修工事費600万円を計上しております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

補正予算書22ページ、23ページをお開き下さい。10款4項4目、図書館管理運営費及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

**○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志）** 10款、教育費、4項、社会教育費、4目、図書館費、130 図書館管理運営費についてご説明を申しあげます。この補正予算は、市民図書館へ図書購入費として寄附をいただいたことから、その分を図書購入費として歳出予算を計上したものです。

併せて同額31万円を、歳入予算として計上しております。12ページ、13ページをご覧ください。17款、1項、寄附金、3目、教育費寄附金、図書購入指定寄附として同額の31万円を計上しております。内容としましては、太宰府市内に工場を構える、日之出水道機器株式会社様より30万円、またおひとり女性市民の方から1万円の寄付いただいたものです。日之出水道機器株式会社様におかれましては、平成6年に200万の寄附いただき、その後毎年30万円の寄附を継続していただいております。今年で21年目、合計額で800万の寄附を図書購入費としていただいております。

以上、図書館管理運営費 31 万円の歳出及びそれに伴う歳入予算について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

**○長谷川公成委員** 図書なのですが、破損とかしたら綺麗に直してあるのよくわかるのですが、あまりにひどいものは廃棄をされているのですよね。

**○委員長（門田直樹委員）** 中央公民館長兼市民図書館長。

**○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志）** ボランティアの方もお手伝いいただいて、ある一定修復、糊みたいな貼ったりするのですがやっぱり古くなったものについては、破棄しております。

以上です。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川委員。

**○長谷川公成委員** 子供たちに人気があるというかよく読むものは壊れやすいというかボロボロになりやすい、扱いが乱暴だったりとかあると思うのですが、これ破棄しようか残そうかどうしようかと迷ったりする時ってあると思うのですよね。でも子供たちにはやっぱり人気があったりする、そういった本とか、これは勝手な提案なのですが、10 円とか 20 円とか値段はあれですが、売ったりできないのかなと思うのですよ。うちの子供とかもしょっちゅう同じものばかり借りてくるんです。よっぽどそれを気に入っているのだろうなと思って。いい加減ぼろぼろなのでどうなんだろうと思って次行ったら破棄されて、ないとかあるので、人気があるものは売れないと言ったらあれですが、どうにかできないのかなと思ってお尋ねしているところなのですが。

**○委員長（門田直樹委員）** 中央公民館長兼市民図書館長。

**○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志）** 図書館という性質上、売ることは難しいかなと思うのですが、でも一部は廃棄予定ですのでというシールを貼って図書館の中で勝手に持って行っていいようなところに置いたり、そういったことはやっております。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。他にございませんか。

それでは次に歳入の審査に入ります。補正予算書 10、11 ページをお開きください。

10 款 1 項 1 目普通交付税について説明をお願いします。

経営企画課長。

**○経営企画課長（山浦剛志）** 10 款 1 項 1 目 1 節の地方交付税について、ご説明を申し上げます。

本年 7 月 25 日付で決定通知が届いております、地方交付税のうち普通交付税の決定額が 31 億 4,080 万 5,000 円となっております。このため当初予算額 31 億 2,000 万円との

差額 2,080 万 5,000 円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ 14 款 2 項 5 目、がんばる地域交付金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

**○経営企画課長（山浦剛志）** 14 款 2 項 5 目 2 節の総務管理費補助金のがんばる地域交付金について、ご説明申し上げます。

この交付金は、国による景気の好循環実現のための経済対策として、公共事業等の地方負担分の軽減を図るために公布されるものです。

今回補正をいたしますこの交付金 3,000 万円につきましては、総務文教常任委員会の直接の所管ではございませんが、補正予算書 18 ページ、19 ページの一番下に記載しております 8 款 2 項 2 目細目 242、生活道路改良費の中の 15 節工事請負費に充てることにしております。

以上で説明を終わります。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ 21 款 1 項 6 目、臨時財政対策債について、説明をお願いします。

経営企画課長。

**○経営企画課長（山浦剛志）** 21 款 1 項 6 目 1 節、臨時財政対策債についてご説明申し上げます。

臨時財政対策債につきましてはご案内のとおり地方交付税の代替財源として地方公共団体が発行する地方債でございます。先ほどご説明いたしました地方交付税の交付額確定に伴いまして、発行可能額が決定されましたので、決定額 11 億 4,718 万 1,000 円に合わせまして、当初予算額 10 億 7,300 万円との差額 7,418 万 1,000 円を増額補正するものでございます。

併せまして、6 ページの第 3 表の地方債補正をご覧いただきたいと思います。今回の補正に併せまして、臨時財政対策債の借入限度額を当初の 10 億 7,300 万円から今回の決定額 11 億 4,718 万 1,000 円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に 5 ページの第 2 表、債務負担行為補正の審査にうつります。

5 ページをお開き下さい。第 2 表、債務負担行為補正最上段の指定管理料（学童保育所・入

所者増対応分) について、説明をお願いします。

学校教育課長。

**○学校教育課長(森木清二)** 指定管理料(学童保育所・入所増対応分) 限度額 4,340 万円についてご説明致します。

先ほど9月補正の時に説明をいたしました、債務負担行為を締結しておりましたので、該当期間であります平成27年度、28年度の2カ年分(2,170万円×2カ年分) 4,340万円を補正するもであります。

説明は以上です。

**○委員長(門田直樹委員)** これについて質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** 次に進みます。

同じく、第2表、債務負担行為補正、一部事務組合関係の筑紫野太宰府消防組合施設整備事業債3件について、併せて説明をお願いします。

防災安全課長。

**○防災安全課長(宮原広富美)** 第2表、債務負担行為補正の追加につきまして、ご説明をいたします。筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成25年度デジタル無線設計業務280万3,000円につきましては、福岡都市圏の消防通信共同運用に伴う設計業務委託につきまして、起債の償還額が確定したことによるものでございます。

続きまして、筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成25年度筑紫野太宰府消防本部等(緊急防災・減災分)1億8,303万4,000円につきましては、平成27年度完成予定の消防本部庁舎建設に伴う起債の償還額が確定したことによるものでございます。

続きまして筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債、平成25年度筑紫野太宰府消防本部等(一般単独分)8,178万円につきましても、消防本部庁舎建設に伴う起債の償還額が確定したことによるものでございます。

以上でございます。

**○委員長(門田直樹委員)** これらについて質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** それでは当委員会所管分の補正全般について質疑もれはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** 以上で本案に対する説明・質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。ご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** これで意見交換は終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長（門田直樹委員）** これで討論は終わります。

採決を行います。議案第45号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。したがって、議案第45号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第5の議題に入る前に、意見書の内容修正が出されておりますので、お手元に修正後の意見書を配布しております。

ご確認をよろしくお願いします。

それでは、意見書第2号少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書を議題とします。

賛成者がおられますので、意見書の修正についての説明と、併せて内容についての補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） まず、訂正の申し出につきましてのご説明をいたします。この本行の中にあります学級編成の成という字が、これは私が打ち変える時に編成はこの字だと勝手に思い込んでおりましたが国におきましては編成の成は制度の制になっておりまして、これは私自身の間違いでございまして、もう一つはこれは、国が行ったアンケートの名称が一部言葉が足りず抜けておりましたので、正確を期するために、国が行ったアンケート通りの名称に直したということでございます。以上です。すみません。

それと、補足説明につきましてなんですが、これは毎年出させていただいている一番大きな理由は、現在先生方の多忙化の一つの理由といたしまして、今は6人に1人が情緒障害があるというふうに言われております。クラスの中にもやはりいろんな課題を抱えた児童が増えているという現状もございましてこれはもう紛れもない事実でございましてそういった教育環境の中保護者の方が子供の障害をお認めになってくださればそれなりの対応は出来るのですが、なかなか保護者の方自体が子供の特質を認めがたいというふうにおられる方もいらっしゃるという現状もございまして、そういった児童生徒への対応で非常に教師の多忙感

が増しております。したがって、1年生だけなのですけれども2年生以降も早急に子供の数を減らしていただきたいということで今回また出させていただいております。実際これはデータといたしまして、少人数学級を実施している県におきましては、実際にいじめの件数も減っているようなデータも出ておりますので、これもあわせて是非少人数学級をいち早く実現をしてほしいということで皆様にご審議をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本件について協議、意見交換を行います。

ご意見はございませんか。

長谷川委員。

○長谷川公成委員 小学校の情緒の問題はあるのですが、小学校もそうですが、幼稚園もあるんですね。幼稚園とか見に行くと先生たちがそのクラス2人いて、1人の先生はその子に付きっきり、かかりっきりなんですね。で、あと1人の先生が、あと30人弱の子どもたちを見てるんです。小学校もそうですが、幼稚園も同じような状況に見られるので少人数学級は私は賛成しますので、是非ともお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

○委員長（門田直樹委員） これで、協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午前11時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**○委員長（門田直樹委員）** ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 異議なしと認め委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書

の提出につきましては委員長に一任とすることに決定いたしました。

これもちまして総務文教常任委員会を閉会致します。

閉 会 午前11時02分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年 11 月 21 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹